

硬式野球部 規約

(名称)

第1条 本団体は、硬式野球部と称する。

(目的)

第2条 本団体は、野球により心身の成長とともに技術の向上、また学外の活動により大学に活気をもたらすことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、年間一人当たり8万4千円とし、徴収は一人当たり毎月7千円ずつとする。ただしマネージャーは会費を必要としない。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。

- 1) 主将・・・本団体の代表者。
 - 2) 主務、マネージャー・・・野球部の管理また、学外のリーグ戦等の管理を行う。
 - 3) 会計・・・本団体の会計処理を事務する
- 任期は各役員によって異なり、主将はリーグ戦ごと、会計は1年ごとに役員が変わる。主務、マネージャーに関しては特に任期はない。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の意見を聞き、主将の判断により決する。

附則

この規約は、平成24年度4月1日より施行する。